

様式第4号 (第4条関係)

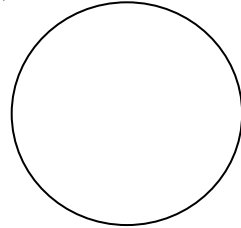
取出のみ・臨時・参考メーター・共用栓・受水槽以下

給水装置(新設・改造・撤去)工事完成届

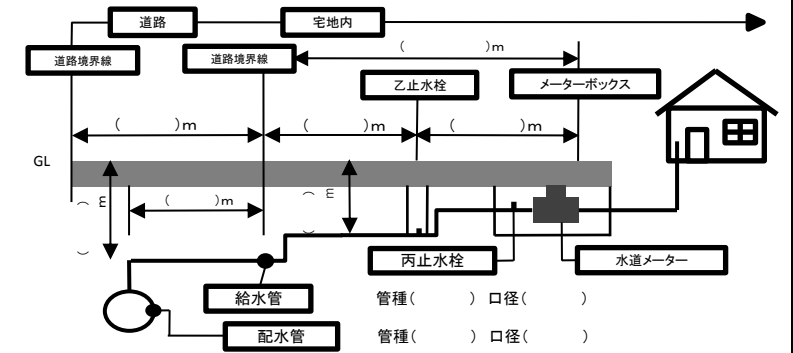
水道技術管理者	工 事 完 成 検 査						水道OAシステム入力処理欄		整理番号	専用栓番号
	課長	グループリーダー	主担当	副担当	検査	書類受付	給水データ	料金データ		
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	

(宛先) 狭山市長 給水装置工事が完成したので届けます。		③申込者 氏名(法人名)	⑤主任技術者名 住所・〒 () TEL () フリガナ 氏名(法人名)		施工完了日 (令和 年 月 日) 免状の交付番号 ()
①届出日 令和 年 月 日	④工事事業者 名称 指定番号()		この給水装置工事は水道法施行令に規定する「給水装置の構造及び材質の基準」に適合していることを確認しました。 また、狭山市水道事業給水条例の規定により指定された給水管及び給水用具を用い、かつ、工事上の条件を遵守して 施工し、完成検査合格後、施主に申請書の写しと完成図面等を渡します。		
②工事場所 (登記簿上表示)		住所: 狭山市 地番: 狭山市 建物名称 階数 号室 オートロック <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		⑥増圧給水設備 保守点検先	

方位



<input type="checkbox"/> 完成平面図	<input type="checkbox"/> 完成立面図	<input type="checkbox"/> 完成撤去図	<input type="checkbox"/> オフセット	<input type="checkbox"/> 受水槽系統図	<input type="checkbox"/> その他
縮尺 <input type="checkbox"/> 1/100	<input type="checkbox"/> 1/200	<input type="checkbox"/> その他(1/)	残留塩素濃度 0. mg/l	水圧 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 現地	



お知らせ

- 道路に埋めてある水道管(配水管)から分岐して一戸建てのご家庭などに引き込まれた給水管及びこれに取り付けてある給水器具(蛇口等)を給水装置といい、共同住宅などでは、給水管で送水されてきた水をいったん受水槽のため、ポンプでくみあげて各部屋へ水を送っています。このような水道では、配水管から分岐したところから受水槽の入り口までを給水装置といい、受水槽から先を受水槽以下装置と呼んでいます。
- 水道メーターは市からの貸与品です。計量法により使用期限が8年と定められているため期限満了前に市で無料交換を行います。
- 宅地内に設置した給水装置はお客様の管理となりますので、維持管理費用は自己負担となります。また、漏水等の修繕についてもお客様の負担となりますが、止水栓及び水道メーター位置が管理者の規定する位置に設置されている場合に限り、水道メーター上流までの間の漏水修繕費用については、市が負担する場合があります。
- 受水槽以下装置に関する維持管理については自己管理となります。
- 給水装置工事完成届後に新設・改造・撤去等の給水装置工事が必要になった場合は、必ず狭山市指定給水装置工事業者に依頼してください。
- 給水装置工事の申し込み手続き無しで工事されますと、お客様に過料が科せられることもありますので注意してください。
- 譲渡等により給水装置に関して所有者変更等があったときは、この給水装置工事完成届の内容等を新所有者に引き継いでいただき、市へ給水装置所有者等変更届を提出してください。